

## 【用語解説】

環境基準	環境基本法で「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」とされる行政上の政策目標。
土壤汚染対策法	土地の汚染を見つけるための調査や、汚染が見つかったときにその汚染によって健康被害が生じないようにするための対策の方法を定め、土壤汚染のある土地を適切に管理していくための方法について定める法律。
特定有害物質	<p>土壤汚染対策法において、土壤に含まれることに起因して人の健康被害が生じる恐れがあるものとして、鉛、ふっ素、砒素、トリクロロエチレン等の 25 物質が特定有害物質として定められている。</p> <p>土壤に含まれる特定有害物質が人に摂取される経路として、①有害物質を含む土壤を直摂取すること、②土壤中の有害物質が地下水に溶出し、地下水を摂取等することが考えられる。そのため、この2つの経路に着目して特定有害物質を定めている。</p>
鉛	<p>土壤汚染対策法で定める特定有害物質</p> <p>土壤中の鉛やその化合物は水に溶けにくく、鉱物表面や土壤中の有機物に吸着するため、鉛を吸着した土壤粒子が浸食され河川などに移動する可能性がある。人体への摂取の可能性としては、飲み水や呼吸などによると考えられ、体内に取り込まれた場合、血中などに分布した後、90%以上が骨に沈着する。鉛は人の臓器や組織に通常でも存在する物質であるが、発がん性に関しては、特定の無機鉛化合物での動物実験で危険性が示されている。</p>
ふっ素	<p>土壤汚染対策法で定める特定有害物質</p> <p>ふっ素は反応性が高いため、さまざまな元素と結合した化合物として存在し、元素の形では存在しない。水に溶けやすく、ガラスや金属などをよく溶かす。人体への摂取の可能性としては、飲み水や食物などによると考えられ、体内に取り込まれた場合、尿に含まれて排泄されるが、骨や歯に吸着されたふっ素はほぼ 100%がその場所に沈着し、骨折等のリスクが増加するとされている。</p>
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壤に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする法律。
ダイオキシン類	<p>ダイオキシン類対策特別措置法で定められている物質で 200 を超える種類があり、そのうち毒性があるとみなされるものは 29 種類ある。ごみ焼却のほか、さまざまな発生源から副生成物として発生する。</p> <p>ダイオキシン類は炭素・水素・塩素を含む物質が熱せられたときに発生する毒性を有する物質で、その性質は水に溶けにくく、また揮発性の低いもの。暴露経路として、人体への摂取では、食品を経由してのものに比べ、土壤そのものの摂取量は少ないとされている。</p>
含有量試験	物質が成分として含まれている量を測定する。

溶出量試験	成分として含まれる物質が水に溶け出す量を測定する。
p g	ピコグラム 1g の 1 兆分の 1 の重さ。
TEQ	200 を超える種類のダイオキシン類のうち、最も毒性の強いダイオキシンの毒性に換算した合計値を表す符号。